

平成19年4月26日

基礎的電気通信役務支援機関
TCA 社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

ユニバーサルサービス（基礎的電気通信役務）制度に係る修正番号単価の公表について

社団法人電気通信事業者協会は、本日（平成19年4月26日）ユニバーサルサービス制度に係る修正合算番号単価及び修正番号単価について、4月25日開催の支援業務諮問委員会（委員長 齊藤忠夫東大名誉教授）の答申を受け、下記のとおり算定したのでお知らせいたします。

記

1 修正番号単価とは

ユニバーサルサービス制度の負担金の額の算定に用いる番号単価は、算定対象電気通信番号の総数の増減等を勘案して、半年に1回見直しを行うこととなっています。

今回の見直しは関係規定に基づき、平成18年6月末の算定対象電気通信番号の総数を基礎として算定した番号単価（平成19年1月末～6月末の電気通信番号に適用されるNTT東西の合算番号単価は7円）について、平成19年1月末の算定対象電気通信番号の総数を基礎に算定したものです。

なお、この平成18年6月末と平成19年1月末との間における算定対象電気通信番号の総数の増減は次のとおりです。

平成18年6月末	179,209,533	番号
19年1月末	181,218,507	番号
(差引き増数	2,008,974	増加率 1.12%)

2 今回算定した修正合算番号単価及び修正番号単価

修正合算番号単価（NTT東日本・NTT西日本の修正合算番号単価）
1電話番号当たり 7円/月 で現在の番号単価と同額。

内訳 NTT東日本に係る修正番号単価 3.49551359円
(現在の番号単価 3.49551360円)

NTT西日本に係る修正番号単価 3.50448641円
(現在の番号単価 3.50448640円)

3 修正番号単価等の適用の時期

平成19年7月～12月（予定）の算定対象電気通信番号に係る負担金の額の算定に適用

ホームページアドレス：<http://www.tca.or.jp/universalservice/>

(社)電気通信事業者協会ホームページ

(トップページ<http://www.tca.or.jp/>からもご覧いただくことができます)

以 上

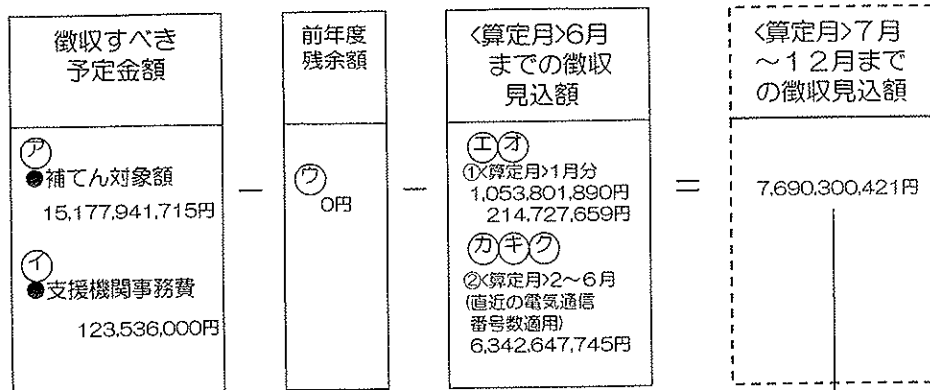
TCA 社団法人電気通信事業者協会

I. 修正合算番号単価の算定

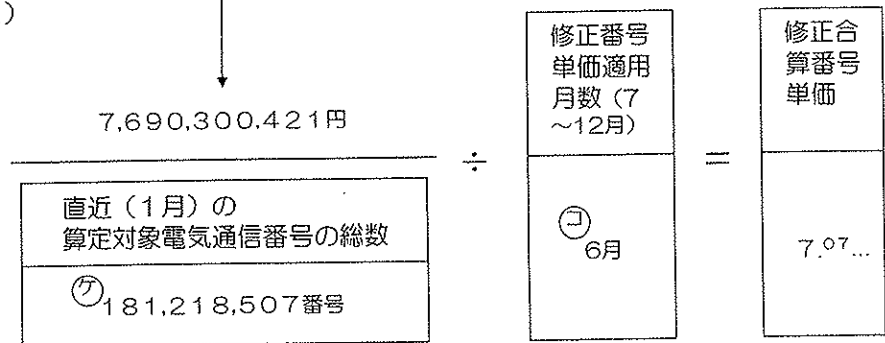
1. 算定の考え方

- (1) <算定月>7月~12月で徴収する見込額の算出。
 (2) (1)で算出された数値を直近の算定対象電気通信番号の総数と修正番号単価適用月数で除する。

(1)



(2)



2. 具体的な算定方法

ア	補てん対象額の合計額	15,177,941,715円
イ	支援機関の支援業務に係る費用の額	123,536,000円
ウ	適格電気通信事業者ごとの前年度残余额の合計額	0円
エ	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関 徴収予定額の合計額	1,053,801,890円
オ	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関 徴収予定額に対応した算定自己負担額の合計額	214,727,659円
カ	合算番号単価	7円
キ	直近の算定対象電気通信番号の総数	181,218,507番号
ク	支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気 通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号 単価の適用を開始する月の前月までの月数(2月~6月)	5月
ケ	直近の算定対象電気通信番号の総数	181,218,507番号
コ	修正番号単価の適用を開始する月から最終算定月 (見込み)までの月数(7月~12月)	6月

$$\begin{aligned}
 & \text{修正合算番号単価} \\
 & = \{15,177,941,715円 + 123,536,000円 \\
 & \quad - 0円 \\
 & \quad - 1,053,801,890円 \\
 & \quad - 214,727,659円 \\
 & \quad - (7円 \times 181,218,507番号 \times 5月)\} \text{左記()} = 6,342,647,745 \\
 & \quad \div 181,218,507番号 \\
 & \quad \div 6月 \\
 & = 7.0727695424 \dots \underline{7円}
 \end{aligned}$$

II. 修正番号単価の算定

【NTT東日本】

1. 算定の考え方

- (1) <算定月>7月～12月で徴収する見込額の算出（NTT東日本分）。
 (2) (1)で算出された数値を、修正合算番号単価算出時に導き出した
 <算定月>7月～12月で徴収する見込額で除する。
 (3) 修正合算番号単価に(2)で算出された数値を乗ずる。

(1)

徴収すべき 予定金額	前年度 残余額	<算定月>6月まで の徴収見込額	<算定月>7月～12 月までの徴収見込額
① ●補てん対象額 7,579,243,093円 ② ●支援機関事務費 61,688,824円	① 0円	①② ①<算定月>1月分 524,302,985円 109,148,772円 ②③④ ②<算定月>2～6月 (直近の電気通信 番号数適用) 3,167,258,778. 95098円	3,840,221,381. 04902円 (※1)
N T T 東 日 本 に 係 る 算 定 数			

(2)

徴収すべき 予定金額	前年度 残余額	<算定月>6月まで の徴収見込額	<算定月>7月～12 月までの徴収見込額
③ ●補てん対象額 15,177,941,715円 ④ ●支援機関事務費 123,536,000円	③ 0円	⑤⑥ ①<算定月>1月分 1,053,801,890円 214,727,659円 ⑦⑧⑨ ②<算定月>2～6月 (直近の電気通信 番号数適用) 6,342,647,745円	7,690,300,421円 (※2)
全 体 的 に 係 る 算 定 数			

$$\begin{array}{r}
 \text{⑩} \\
 \text{⑪} \\
 \text{⑫}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \text{修正合算番号} \\
 \text{単価} \\
 \\
 7円
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{⑬} \\
 \text{⑭} \\
 \text{⑮}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 3,840,221,381.04902円 \\
 7,690,300,421円 \\
 0.4993590849
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \\
 \\
 3,495,513,594円
 \end{array}$$

2. 具体的な算定方法

ア	修正合算番号単価	7円
イ	当該適格電気通信事業者の補てん対象額	7,579,243,093円
ウ	支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額	61,688,824円
エ	当該適格電気通信事業者の前年度残余額	0円
オ	当該適格電気通信事業者の修正月までの支援機関徴収予定額	524,302,985円
カ	当該適格電気通信事業者の修正月までの支援機関徴収予定額に対応した算定自己負担額	109,148,772円
キ	当該適格電気通信事業者に係る番号単価	3,49551360円
ク	直近の算定対象電気通信番号の総数	181,218,507番号
ケ	支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数(2月~6月)	5月
コ	補てん対象額の合計額	15,177,941,715円
サ	支援機関の支援業務に係る費用の額	123,536,000円
シ	適格電気通信事業者ごとの前年度残余額の合計額	0円
ス	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額の合計額	1,053,801,890円
セ	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額に対応した算定自己負担額の合計額	214,727,659円
ソ	合算番号単価	7円
タ	直近の算定対象電気通信番号の総数	181,218,507番号
チ	支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数(2月~6月)	5月

修正番号単価 (NTT東日本)

$$\begin{aligned}
 &= 7円 \times \\
 &\quad \{7,579,243,093円 + 61,688,824円 \\
 &\quad - 0円 \\
 &\quad - 524,302,985円 \\
 &\quad - 109,148,772円 \\
 &\quad - (3,49551360 \times 181,218,507 \times 5)\} \text{左記()} = 3,167,258,778.95098 \\
 &\quad \div \\
 &\quad (15,177,941,715円 + 123,536,000円 \\
 &\quad - 0円 \\
 &\quad - 1,053,801,890円 \\
 &\quad - 214,727,659円 \\
 &\quad - 7円 \\
 &\quad \times 181,218,507番号 \left. \vphantom{\begin{matrix} \times 181,218,507番号 \\ \times 5月 \end{matrix}} \right\} 7 \times 181,218,507 \times 5 = 6,342,647,745 \\
 &\quad \times 5月 \\
 &= \underline{3,4955135945円} \\
 &\quad \text{※現行番号単価} \\
 &\quad \quad 3,49551360円
 \end{aligned}$$

【NTT西日本】

1. 算定の考え方

- (1) <算定月>7月～12月で徴収する見込額の算出（NTT西日本分）。
 (2) (1)で算出された数値を、修正合算番号単価算出時に導き出した
 <算定月>7月～12月で徴収する見込額で除する。
 (3) 修正合算番号単価に(2)で算出された数値を乗する。

(1)

徴収すべき 予定金額	前年度 残余額	<算定月>6月まで の徴収見込額	<算定月>7月～12 月までの徴収見込額
① ●補てん対象額 7,598,698,622円 ② ●支援機関事務費 61,847,176円	① 0円	①② ①×算定月>1月分 529,498,905円 105,578,887円 ③④⑤ ②×算定月>2～6月 (直近の電気通信 番号数適用) 3,175,388,966. 04902円	= 3,850,079,039. 95098円 (※1)
N T T 西 日 本 に 係 る 算 定 数			

(2)

徴収すべき 予定金額	前年度 残余額	<算定月>6月まで の徴収見込額	<算定月>7月～12 月までの徴収見込額
① ●補てん対象額 15,177,941,715円 ② ●支援機関事務費 123,536,000円	① 0円	①② ①×算定月>1月分 1,053,801,890円 214,727,659円 ③④⑤ ②×算定月>2～6月 (直近の電気通信 番号数適用) 6,342,647,745円	= 7,690,300,421円 (※2)
全 体 的 に 係 る 算 定 数			

$$\begin{array}{r}
 \text{①} \\
 \text{修正合算番号単価} \\
 \hline
 7円
 \end{array}
 \times
 \frac{3,850,079,039.95098円}{7,690,300,421円}
 =
 \frac{0.5006409151}{0.5006409151}
 =
 3,504,486,405.55円$$

2. 具体的な算定方法

ア	修正合算番号単価	7円
イ	当該適格電気通信事業者の補てん対象額	7,598,698,622円
ウ	支援機関の支援業務に係る費用の額を補てん対象額の割合で案分した額	61,847,176円
エ	当該適格電気通信事業者の前年度残余额	0円
オ	当該適格電気通信事業者の修正月までの支援機関徴収予定額	529,498,905円
カ	当該適格電気通信事業者の修正月までの支援機関徴収予定額に対応した算定自己負担額	105,578,887円
キ	当該適格電気通信事業者に係る番号単価	3,50448640円
ク	直近の算定対象電気通信番号の総数	181,218,507番号
ケ	支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数(2月~6月)	5月
コ	補てん対象額の合計額	15,177,941,715円
サ	支援機関の支援業務に係る費用の額	123,536,000円
シ	適格電気通信事業者ごとの前年度残余额の合計額	0円
ス	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額の合計額	1,053,801,890円
セ	適格電気通信事業者ごとの修正月までの支援機関徴収予定額に対応した算定自己負担額の合計額	214,727,659円
ソ	合算番号単価	7円
タ	直近の算定対象電気通信番号の総数	181,218,507番号
チ	支援機関徴収予定額の算定に用いた算定対象電気通信番号の数に係る最後の月の翌月から修正番号単価の適用を開始する月の前月までの月数(2月~6月)	5月

修正番号単価(NTT西日本)

$$\begin{aligned}
 &= 7円 \times \\
 &\quad (7,598,698,622円 + 61,847,176円 \\
 &\quad - 0円 \\
 &\quad - 529,498,905円 \\
 &\quad - 105,578,887円 \\
 &\quad - (3,50448640 \times 181,218,507 \times 5) \} \text{左記()} = 3,175,388,966.04902 \\
 &\quad \div \\
 &\quad (15,177,941,715円 + 123,536,000円 \\
 &\quad - 0円 \\
 &\quad - 1,053,801,890円 \\
 &\quad - 214,727,659円 \\
 &\quad - 7円 \\
 &\quad \times 181,218,507 \text{番号} \\
 &\quad \times 5 \text{月} \} 7 \times 181,218,507 \times 5 = 6,342,647,745 \\
 &= \underline{3,5044864055円} \\
 &\quad \text{※現行番号単価} \\
 &\quad 3,50448640円
 \end{aligned}$$

参考 番号単価の修正に関する規定

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則 第27条第1項の規定に基づき総務省告示により規定。

○総務省告示第429号(平成18年7月31日)

(番号単価の算定方法)

第1条 番号単価は、原則として毎年度9月末に次の式のより算定するものとする。
— 以下省略 —

(番号単価の修正)

第2条 前条第1項の番号単価は、原則として翌年度の4月に次の式により修正するものとする。
— 以下省略 —

同条第2項 第1項の修正番号単価は、接続電気通信事業者等ごとの負担金の額を算定する場合にあっては、原則としてその修正した年度の7月末から最終算定月の前月の月末までの間における算定対象電気通信番号の数に係る算定に用いるものとし・・・
(以下省略)